

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第二十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年十月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十月二十七日

埼玉県秩父県土整備事務所長 森 田 好 一

- 一 道路の種類 国道
- 二 路線名 百四十号
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
秩父郡長瀨町大字長瀨字上梁瀬一 五五〇番三地先から同郡皆野町大 字金崎字梁瀬二二番一四地先まで	秩父郡長瀨町大字長瀨字上梁瀬一 五五〇番三地先から同郡皆野町大 字金崎字梁瀬二二番一七地先まで	区 間
一五・二八〇 二五・八二〇	八・五一〇 一一・二二〇	敷地の幅員 (メートル)
八四・九三		延長 (メートル)
道路改築工事		備 考